

和歌山県立医科大学における研究インテグリティ及び研究セキュリティの
確保に関する規程

制 定 令和7年4月1日和医大規程第71号
改 正 令和8年4月1日和医大規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）において研究インテグリティ及び研究セキュリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究の国際化、オープン化に伴う新たな懸念リスクに対して求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究セキュリティ 外国への技術流出等につながる、外部からの不当な影響・干渉のリスクから研究を守ることをいう。
- (3) 懸念リスク 外国の政府・機関若しくは法人等（大学を含む。）又はそれらの強い影響下にある国内の法人等（大学を含む。以下「外国機関等」という。）との学術交流や産官学連携により発生する利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、研究・教育活動に影響するリスクその他本学の信頼が低下するリスクをいう。
- (4) 研究者 教員、職員及び学生等本学において研究活動を行うすべての者をいう。
- (5) 特定研究開発プログラム 研究成果の公表を前提とする競争的研究費のうち、重要技術領域リストに該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上指定する研究開発プログラムをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティ及び研究セキュリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学及び関係機関等へ開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ及び研究セキュリティ統括責任者（以下「統括責任

者」という。)を置く。

2 統括責任者は、学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・研究セキュリティ連絡会)

第6条 本学に、懸念リスクに係る情報の共有及び当該情報を分析し、研究インテグリティ及び研究セキュリティを確保するため、和歌山県立医科大学研究インテグリティ・研究セキュリティ連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会が取り扱う情報の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外国機関等との兼業、クロスアポイントメント、荣誉職称号等に関すること。
- (2) 外国機関等との共同研究、受託研究契約等に関すること。
- (3) 外国機関等からの寄附金、助成金、物品等の受入に関すること。
- (4) 外国機関等からの研究者、学生等の受入又は外国機関等への研究者、学生等の派遣に関すること。
- (5) 外国機関等への安全保障輸出管理に関すること。
- (6) 特定研究開発プログラムへの応募に係る自己申告内容に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、外国機関等との学術交流、産官学連携、その他外国機関等からの人的・物的支援に関すること。

(構成員)

第7条 連絡会は次に掲げる課室の長をもって構成する。

- (1) 総務課
- (2) 研究推進課
- (3) 学生課
- (4) 保健看護学部事務室
- (5) 薬学部事務室

2 前項各号に掲げる者のほか、連絡会が必要と認めた者を随時構成員とすることができる。

(運営等)

第8条 連絡会の構成員が第6条第2項各号に掲げる情報のうちから懸念リスクに係る情報を把握したときは、連絡会を招集し、その情報の共有を図るものとする。

2 連絡会は、前項の情報を分析し、本学の研究インテグリティ及び研究セキュリティを確保するため対応する必要があると認めたときは、統括責任者に報告するものとする。

3 連絡会は、情報の収集及び分析に際し、必要に応じて有識者に意見を求めることができる。

4 連絡会は、情報の収集及び分析に際し、必要に応じて研究者に情報の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 連絡会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前条第2項の懸念リスクに係る情報の分析に関与した者、同条第3項の連絡会から意見を聴取された者、次条第2項の相談窓口の担当者及び第11条の事務を担当する者に対しては、前項の規定を準用する。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、第7条第1項各号に掲げる課室の職員をもって充てる。

(特定研究開発プログラム)

第11条 特定研究開発プログラムの応募に際しては、国が定める研究セキュリティの確保のための取組を行う。

(事務)

第12条 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に関する事務は、関係各課室の協力を得て、研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。